	中選挙区比例代表統合制	中選挙区比例代表併用制（http://goo.gl/f91hYQ）	小選挙区比例代表併用制（ドイツ、（http://goo.gl/Ne0U2e）
定数枠の格差（包含関係のある異種定数枠の設定=政党名簿定数 ＞ 無所属・政党共通の選挙区定数）	あり。 総定数は 480 議席。無所属・政党共通の定数枠は中選挙区の 300 議席のみ（定数 2 が 60 区、定数 3 が 60 区）。政党独占の定数枠として追加議席の 180 議席が加わる。	なし。 無所属・政党とも中選挙区に割り振られた総定数（定数 5 の 100 区で 500 議席など）を争う。政党独占の定数枠はない。	あり。 総定数は 598 議席。無所属・政党共通の定数枠は小選挙区の 299 議席のみ。政党独占の定数枠として 299 議席が加わる。 小選挙区を 5 人区に変更する案が 2011 年に連邦議会の公聴会で提案されている。
選挙区定数自体の格差／ブロック制	あり。2 人区と 3 人区が混在。 ブロック制あり。	なし。5 人区などで統一。 ブロック制なし。	なし。1 人区で統一。 ブロック制あり（州単位）。
投票	1 票制。 選挙区での候補者または選挙区候補者擁立政党への投票。	2 票制。 選挙区での候補者への投票、全国政党・無所属候補名簿（全国名簿）への投票。	2 票制。 選挙区での候補者への投票（第 1 票）、州政党名簿への投票（第 2 票）。
定数の確定	投票前に確定。	投票後に確定。	投票後に確定。 各州の投票数に基づいて総定数 598 議席をサンラグ・シェーパース式で各州に比例配分する（上位配分：各州定数の決定）。 サンラグ・シェーパース式：各州の投票数÷「配分基数（全州投票総数÷598）」の商を各州に配分（商の端数は切り上げ／切り下げ処理をする。残余議席や超過議席がある場合は配分基数の増減で調整。複数の配分選択肢がある場合はくじ引き）

立候補	選挙区候補者は名簿にも登載。追加議席に対応する広域候補者は名簿にのみ登載。 政党は１選挙区に１人だけ擁立。	選挙区と全国名簿に同時立候補。	選挙区と州名簿への重複立候補が可能（推奨される）。
政党名簿	全国拘束式名簿（政党名投票は当該政党が候補者を立てている選挙区のみ）	全国非拘束式名簿（全選挙区から政党名・候補者名で投票）	州拘束式名簿（州ごとに州内の全選挙区から政党名で投票）
選挙区当選者の確定	全員確定	無所属のみ	全員確定
各党への議席配分	総定数から無所属の当選数と比例配分足切りライン未達の政党による選挙区当選議席を差し引いた議席を政党得票数に基づいて各党に比例配分する。	総定数から無所属の当選数を差し引いた議席を政党得票数に基づいて各党に比例配分する。	（1）各州で各党の第２票の得票数に基づいて各党に各州定数の議席をサンラグ・シェーパース式で比例配分する（下位配分=各州獲得議席の確定）。 （2）各州名簿からの当選者は各州獲得議席から各州の選挙区当選者数を引いた数。 （3）各州で選挙区当選者数が各州獲得議席より上回る場合は超過議席として認め、総定数より確定議席数が上回る。 2011 年連邦選挙法改正前は、（1）各党の第２票の得票数を全州で集計（名簿結合） （2）各党の全州得票数に基づいて総定数 598 議席をサンラグ・シェーパース式で各党に比例配分（上位配分=全州獲得議席の確定） （3）各党の総獲得議席を同方式で各州名簿に比例配

			分（下位配分=州別議席の確定）。
足切り／阻止条項	あり 選挙区：法定得票数 比例配分議席（追加議席）：選挙区での得票率 2%	なし	あり 比例配分議席：第 2 票の得票率 5%以上、あるいは小選挙区当選者 3 名以上
超過議席と調整議席	超過議席が超過議席の発生しなかった政党の追加議席枠から削減される。	なし	2011 年連邦選挙法第 19 次改正法：名簿結合の廃止、州別の議席配分、残余票の連邦レベルでの集計に基づく追加議席の配分（http://goo.gl/NeOU2e） 2013 年連邦選挙法改正：超過議席に見合う数の調整議席が、超過議席の発生しなかった政党に追加配分される（http://goo.gl/xWWrVR）。
二重の投票価値の防止措置（政党の選挙区当選者数を比例配分議席数に組み入れるという基本的な考え方から、同一の選挙人が選挙区で当選させた候補の所属政党と政党名簿投票の投票先政党が異なる異党派投票	1 人 1 票制ゆえになし。	あり。 選挙区で無所属を当選させた選挙人の名簿投票は無効とするが、「過剰生票」の移譲は要検討。	あり。 無所属、「当該州において州名簿の届出が認められない政党の当選者」、「阻止条項のために第 2 票に基づく議席配分を受けられない政党の当選者」に第 1 票を投じた選挙人の第 2 票を無効とする。

の場合などの措置)			

シミュレーション

2016年参院選選挙区

	自民	民進	公明	共産	お維	社民	生活	日こころ	支持なし	怒り	改革	幸福	無所属	計	死票率
中選挙区比例代表併用制	29	14	10	8	6	1	1	0	0	0	0	0	4	73	0
全国名簿得票数で比例配分	28	16	10	8	7	2	1	1	0	0	0	0	0	73	3.7
選挙区得票数で比例配分	34	21	6	6	5	0	0	0	0	0	0	1	0	73	11.7
小中選挙区混在制	37	21	7	1	3	0	0	0	0	0	0	0	4	73	33.1

定数1は32選挙区

2015年千葉県議会選挙

	自民	民主	共産	公明	維新の党	市民ネット	社民	無所属	計	死票率
中選挙区比例代表併用制	31	15	7	7	2	1	0	8	71	0
単純比例代表制	32	16	8	8	3	1	1	2	71	13.8
小中選挙区混在制	31	14	5	8	2	2	1	8	71	20.2

定数1は8選挙区